

放射性同位元素の使用施設等に係る I N E S 評価ワーキンググループの運営について（案）

平成 2 0 年 6 月 3 日

放射性同位元素の使用施設等に係る I N E S 評価ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、以下のとおり進めることとする。

1. WG の会議、会議資料（議事録を含む。）は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
 - （1） 商業上、外交上の機密等個別利害に直結する事項に係る案件
 - （2） その他、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、WG において非公開とすることが適当であると認める案件
2. WG 委員が所属する機関の事故・故障等に係る I N E S の暫定評価の妥当性に関する検討について、当該WG 委員は加わらないものとする。
3. その他
その他、WG の運営に必要な事項については別に定める。